

航海用電子海図利用申込について

一般財団法人 日本水路協会

第 6 版 2017/12/1

はじめに

航海用電子海図(以下「ENC」といいます。)及び電子水路通報(更新情報)は、各国政府機関(日本は海上保安庁)によって刊行されたものを、日本においては、一般財団法人日本水路協会(以下「水路協会」といいます。)が複製頒布しています。

なお、ENC 及び電子水路通報の知的財産権(著作権等)は各国政府機関に帰属します。

ENC を使用されるお客様(以下「ENC ユーザー」といいます。)には、ENC の利用にあたりセル注 1) 単位で利用契約を結んでいただきます。また、すべての ENC 及び電子水路通報は、国際水路機関が定めた技術基準に基づいたデータ保護(データプロテクト)が施されています。契約いただくと、セルパーミットというデータプロテクトを解くキーをお渡しします。このセルパーミットを入手することによって ENC が利用可能になります。

注 1) セルとは ENC を構成するデータの最小単位で、経緯度線で区切られた長方形の区域のデータからなります。大縮尺のものから小縮尺のものまで6段階に分類(航海目的)されています。

ENC の利用に先立って、航海用電子海図利用規定(以下「利用規定」といいます。)に同意し、販売店等を経由して本文書末尾の「航海用電子海図(ENC)利用申込書」を水路協会に提出してください。

なお、利用規定は改訂されることがあります。水路協会のウェブサイトなどでお知らせする最新のものをご利用ください。

航海用電子海図利用規定

この ENC 利用規定は、海上保安庁によって刊行された日本の ENC について述べるものであり、水路協会が扱う外国の刊行した ENC(マラッカ・シンガポール海峡、シンガポール)については、末尾の連絡先にお問合せください。

1. ユーザーパーミットの取得

ENC を利用する場合は、最初にユーザーパーミットを取得する必要があります。これは、ECDIS 等の ENC を表示する装置(以下「表示装置等」といいます。)の 1 台 1 台を識別するための 28 文字の英数字によるコードです。

ユーザーパーミットは、国際水路機関が定めた技術基準に基づいて発行されるものです。表示装置等を購入したときや改修したときにメーカーから渡されます。

2. ENC 利用申込書の提出とライセンス ID の取得

次に、ENC ユーザーは本利用規定に同意した上で、航海用電子海図(ENC)利用申込書(以下「申込書」といいます。)に必要事項を記入し、FAX、メール等で航海用電子海図(ENC)販売所(以下「販売店等」といいます。)等を通じて水路協会に申込書を提出しなければなりません。

なお、船舶代理店等が代理で申し込む場合は、申込書のコピーを ENC ユーザーに必ずお渡しください。水路協会は、申込書を受理すると、ENC ユーザーにライセンス ID とパスワードを発行します。

以後、ENC の利用申し込みに当たっては、このライセンス ID が必要となります。また、電子水路通報を水路協会のウェブサイトから入手する場合にも、このライセンス ID とパスワードが必要です。

3. ENC の選択と注文

次に ENC ユーザーは、希望する海域の ENC を選びます。

ENC を選択する場合は、日本水路協会のウェブサイト (<https://www.jha.or.jp/jp/jha/purchase/enc04.html>) に掲載の索引図、同協会発行の印刷されたセル索引図、或いは海上保安庁海洋情報部ウェブサイト (http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KOKAI/ENC/Japanese/publishing/enc/coverage_enc_index.html) をご利用ください。

ENC は、販売代理店の店頭、電話、FAX 或いは E メールでお求めください。販売代理店等について分からない場合は、末尾に記載のある連絡先に連絡ください。

4. セルパーミットの発行

水路協会は、販売店等を通じて注文を受け付けると、セルパーミットを発行します。

セルパーミットは、注文したセルに対してのみ有効に機能します。また、ユーザーパーミットによって特定される 1 台の表示装置等に対してのみ有効です。

セルパーミットは、注文を受けてから 1 週間以内に届くように ENC ユーザー宛に送られます。ただし、急ぐ場合はメールの添付ファイルで受け取ることもできます。CD が必要な場合は、後日送付いたします。

セルパーミットは、一度発行されると取り消すことができませんので、注文を決定する場合は十分注意してください。

5. ENC 全データが収録された CD の入手

水路協会は、販売店等を通じて、セルパーミットとともに ENC を収録した CD 及び電子水路通報(更新情報)を収録した CD をお渡します。

6. 電子水路通報の入手

ENC ユーザーは契約期間中、契約している ENC の電子水路通報を受け取ることができます。電子水路通報にはデータプロテクトが掛けられていますが、契約している ENC のセルパーミットを使用して復号することができます。

電子水路通報は、次のいずれかの方法で受け取ることができます。

(1) 水路協会のウェブサイト

水路協会のウェブサイトアクセスし、ライセンス ID、パスワードを入力することによりダウンロードすることができます。ダウンロードは無料で行うことができます。

電子水路通報のダウンロードは以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.enc.jha.jp/enc-support/>

(2) CD での受け取り(有料提供)

CD には電子水路通報の過去 1 年分を累積したものを収録しています。ENC を契約する

際に電子水路通報をお申込みいただいた ENC ユーザーは、電子水路通報を CD で受け取ることもできます。料金は、実費を申し受けます。

7. ENC の契約期間及び料金

ENC の契約期間は、12 ヶ月間、9 ヶ月間、6 ヶ月間又は 3 ヶ月間の中から1つのみが選択できます。ただし、セル毎に異なった契約期間を選択することはできません(例えば、あるセルは 12 ヶ月間の契約とし、他のセルは 6 ヶ月間の契約として同時に契約を行うことはできません)。

日本 ENC の価格は、次表で示すとおりです。ただし、消費税を含んでいません。

	契約月数			
	12 ヶ月	9 ヶ月	6 ヶ月	3 ヶ月
1 セルの価格	550 円	500 円	400 円	300 円

価格は、参考小売価格です。

外国の ENC の価格は、販売店等にお問い合わせ下さい。

8. 船員教育機関に対する優遇措置

船員教育を目的として使用する航海用電子海図に対して、利用契約期間を 12 ヶ月契約のみとして価格の優遇措置をとります。1セルの価格は 275 円です。また、契約期間の途中でセルを追加する場合も、12 ヶ月契約と同様の価格とします。

なお、優遇措置の適用につきましては、事前に水路協会電子海図事業部にお問い合わせください。

9. ENCの有効期限

ENC はセルパーミットを受け取った時点から利用することができます。有効期限は、セル毎に発行されるセルパーミットそれぞれに書き込まれています。有効期限はセルパーミット CD の盤面にも記載されています。

ENC は有効期限が過ぎると電子水路通報による更新は出来なくなります。

10. 料金の支払い

ENC の利用契約は、セルパーミットの発行をもって成立したものとみなします。契約が成立すると、販売店等から料金が示され、請求が行われます。販売店等の所定の方法に従ってお支払いください。

11. ENC の追加注文

契約期間の途中で追加の ENC を注文することができます。その場合の契約期限は、既に契約している ENC の契約期限日までとなります。日本 ENC の追加契約の料金は、契約の残り期間によって、次表で示すように決まります。

契約有効期間の残り月数(月数の端数は切り上げます)	1 セル当たりの価格
12 ヶ月未満～9 ヶ月以上	550 円
9 ヶ月未満～6 ヶ月以上	500 円
6 ヶ月未満～3 ヶ月以上	400 円
3 ヶ月未満～2 ヶ月以上	300 円

価格は、参考小売価格です。

12. 契約の更新

- (1) 契約の更新は、現在の有効期限の 2 ヶ月前から行うことができます。その更新契約は、現在の有効期限の翌日から開始します。新しい契約から追加される ENC は、契約更新の手続きをした日から利用することができます。契約更新する場合は、「航海用電子海図 (ENC) 利用申込書 (更新)」に必要事項を記入のうえ、ENC の新規申込と同様に販売店等を通じてお申し込みください。
- (2) 水路協会は、契約更新を確認すると、販売店等を通じて契約更新された ENC のセルパーミットを収録した CD、最新の ENC を収録した CD 及び電子水路通報 (更新情報) を収録した CD をお渡します。継続して契約する場合の料金は初めて契約する場合と同じです。契約の自動更新は行われません。ただし、契約期限日が近づくと販売店等から契約期間に関するお知らせがあります。
- (3) ENC の有効期限までの期間が 30 日未満になると ENC を表示する装置等の表示画面上に契約更新時期が近づいたことを知らせるメッセージが表示されます。さらに、有効期限が経過すると、表示画面上に有効期限が経過したことを示すメッセージが表示されます注 3)。

注 3) 2014 年 1 月に行われた国際水路機関の基準改定 (IHO S-63 Ver. 1.1) より前の基準に基づいて作製された表示装置等ではメッセージが表示されないことがありますので、ご注意ください。

13. 障害が生じた場合の対応

ENC ユーザーが表示装置等に ENC をインストールし、使用しているときに何らかの障害が生じた場合は、水路協会、契約の取次を依頼した販売店等、または表示装置等のメーカーに通知してください。ただし、水路協会は、ENC の使用に際し、ユーザーの誤操作などによって生じた障害等について、いかなる義務や責任を負うものではありません。

航海用電子海図 (ENC) 利用申込書のご提出について

以上の利用規程にご同意頂き、航海用電子海図 (ENC) 利用申込書 (<https://www.jha.or.jp/jp/jha/purchase/enc04.html>) に記入し、販売店等を通じて水路協会に提出してください。

申込書に記載された情報については、ENC 頒布業務の管理運用目的以外に使用すること又は外部に漏らすことはありません。ただし、監督官庁から提出を求められた場合は、この限りではありません。

なお、申込書の記載事項に変更が生じたときは遅滞なく、申込書の取次を依頼した販売店等にご通知してください。

***** お問い合わせ等連絡先 *****

一般財団法人日本水路協会 電子海図事業部
〒144-0041 東京都大田区羽田空港 1 丁目 6 番 6 号 第一綜合ビル 6 階
TEL : 03-5708-7093 FAX : 03-5708-7094
E-mail : enc-support@jha.jp ウェブサイト : <https://www.jha.or.jp>